

一般財団法人日本語教育振興協会維持会員に関する規程

第1条 一般財団法人日本語教育振興協会定款(以下「定款」という。)第41条第6項及び第42条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 維持会員は、一般財団法人日本語教育振興協会(以下「協会」という。)の趣旨に賛同し、日本語教育の一層の充実・発展を目指して協会の活動に参画しようとする日本語教育機関であって、所定の加入申込を行い、かつ、理事長により承認されたものとする。

2 維持会員は、協会の日振協第三者評価を受審することが望ましい。

3 維持会員は、「日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン」(平成15年6月11日維持会員協議会制定)を遵守するよう努めるものとする。

4 維持会員は、自らの教育機関における日本語教育の水準の維持向上に努めるものとする。

第3条 維持会員は、次の各号に掲げる地区ごとに、各地区における維持会員間の情報交換、連絡等を行うため、地区維持会員協議会を開催する。ただし、必要に応じ合同して開催することができる。

(1) 北海道・東北地区

(2) 関東・甲信越地区

(3) 東京地区

(4) 東海・北陸地区

(5) 近畿地区

(6) 中国・四国地区

(7) 九州・沖縄地区

2 地区維持会員協議会は、必要に応じ随時開催するものとする。

3 地区維持会員協議会(合同で開催する場合を含む。)においては、事業計画、収支予算その他協会の運営に関する重要事項について協会から報告を受けるものとし、維持会員は、協会の運営について意見を述べるができる。

4 各地区維持会員協議会は、協会の理事会に対し選挙その他の方法により選出した者を協会の評議員候補者として推薦することができるものとする。

第4条 維持会員が納入すべき会費は、次のとおりとする。

入会時一時金 5万円

年会費 18万円+(250円×在籍者数。)

2 前項に定める会費は、入会時一時金については入会時とし、年会費については各年度の5月31日までに納入するものとする。

3 維持会員が前項に定める日までに年会費の全額を納入することが困難なときは、理事長は分割して納入することを認めることができる。

4 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

第5条 前条の入会時一時金及び年会費は、当該年度の公益目的支出計画における実施事業等会計に100分の10を、その他会計に100分の60を、法人会計に100分の30を、それ

ぞれ使用するものとする。

第6条 維持会員は、協会の刊行する会報の配布、協会からの情報提供等を受け、及び協会が開催する研究会・研修会等に会員料金で参加することができる。

2 維持会員は、協会の維持会員である旨を表示することができる。

第7条 維持会員が退会しようとするときは退会届を提出するものとする。

2 維持会員が第4条第1項に定める年会費を同条第2項に定める日までに納入せずに未納のまま2年を経過したときは、退会したものとする。

3 維持会員が協会の目的に反する重大な事由が生じたときは、理事会の決議により、当該維持会員を退会させることができる。

第8条 維持会員の入会及び退会の手続その他実施のために必要な事項は、理事長が定める。

第9条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成2年2月26日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、本会設立当初の維持会員は、日本語教育振興協会が、同会に置かれた審査委員会による審査を経て承認した維持会員とする。

附 則

この規程は、平成14年3月12日から施行し、平成14年度分の会費から適用する。

附 則

この規程は、平成15年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

1 この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

2 この規程の施行の日において年会費が未納となっている維持会員は、協会が改正前の規程に基づき最初に納入を指定した日から2年を経過した時に退会したものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年10月4日から施行する。

2 第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規程の施行日において既に維持会員である者は、引き続き改正後の規程による維持会員とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。